

政策会議付議事案書（令和 8 年 4 月 1 4 日）

No.		(1) 事案名		(2) 目的・必要性（要点をまとめて簡潔に）	
議題 2		はだのスポーツビレッジ条例の制定及び指定管理者の指定について		渋沢丘陵一帯の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツの拠点として、本市とNPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ等が公民連携により、秦野市平沢字入窪にてはだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）の整備を進めてきました。令和8年7月に竣工を迎えるに当たり、ビレッジの設置に係る使用の条件や使用料の設定など、施設の設置及びその管理に関する事項を定める必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、条例を制定するものです。 また、令和7年3月第1回定例会議議案第18号「負担付き寄附の受領について」が可決され、寄附の条件である、「はだのスポーツビレッジの寄附者が指名する者を、指定管理者として指定すること」については、寄附者からNPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブが指名されたことから、当クラブを指定管理者に指定するものです。	
提案課・報告者					
スポーツ推進課 長島 秀樹					
総合計画における位置付け			資料		
有	基本施策No.	242	有		

(3) 経過・検討結果（いつ・何を（が）・どうしたか）

いつ	何を（が）	どうしたか（主体・内容）
令和5年11月	はだのスポーツビレッジ構想の策定	整備に向けた調査・検討の方向性の明確化
〃	はだのスポーツビレッジ整備に向けた基本合意	NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブと締結
令和7年2月	はだのスポーツビレッジ整備に向けた協定	NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社と締結
〃	はだのスポーツビレッジ基本計画の策定	構想に基づく施設の基本的な考え方や施設設計の具現化
〃3月	令和7年3月第1回定例会議にて、「負担付き寄附の受領について」の議案が可決	・寄附の対象 寄附者によって整備された施設一式 ・寄附の条件 寄附者が指名する者を指定管理者とする
〃6月	はだのスポーツビレッジの整備	管理棟の建設及び多目的天然芝グラウンド等の造成に着手
〃	運用方法等に係る協議	使用頻度や使用料等について協議開始
〃11月	秦野市スポーツ推進審議会による審議	指定管理候補者から提出のあった指定申請書類に対する審査・意見聴取を実施
令和8年3月	秦野市サッカー協会との協議	使用頻度や使用料について意見聴取

(4) 決定等を要する事項

1 「はだのスポーツビレッジ条例」を制定すること (1) 使用料の設定
2 NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブを指定管理者として指定すること (1) 指定管理期間：30年間 (2) 市民利用者の負担軽減を目的とした負担金の拠出
3 はだのスポーツビレッジの円滑な運営及び環境整備に向けて協力すること (1) ネーミングライツ料を原資とした補助金の拠出 (2) 個人版ふるさと納税の活用

(5) 今後の取扱い（いつ・どうするか）

いつ	どうするか
令和8年4月	初年度事業計画を策定
〃6月	工事完了・個別調整部会による検査・寄附受納
〃	令和8年6月市議会第2回定例会議に議案を提出
〃7月	指定管理基本協定及び年度協定の締結
〃8月	条例及び施行規則の施行
〃	供用開始・指定管理開始

はだのスポーツビレッジの運用について

1 施設概要

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ナイター利用時は午後 9 時まで）

(2) 休館日

毎週月曜日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(3) 施設種別

ア 多目的天然芝グラウンド（サッカーコート 1 面分）

イ パークゴルフコース（9 ホール）

ウ トライアルロード

エ 管理棟（木造平屋建て・182.59 平米）ほか

(4) 供用開始日

令和 8 年 8 月 1 日



2 指定管理者制度の活用

令和 7 年 3 月第 1 回定例月会議において、議案第 18 号「負担付き寄附の受領について」が議決されたことを受け、当該寄附に付された条件に基づき、寄附者が指名する者を指定管理者として指定する。

(1) 指定管理者候補者

特定非営利活動法人 湘南ベルマーレスポーツクラブ

平塚市中堂 18 番 8 号 E 棟 3 階

理事長 雲出 哲也

(2) 指定管理期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 38 年 7 月 31 日までの 30 年間

(3) 指定管理期間を 30 年とする考え方

寄附者が、はだのスポーツビレッジの整備に要した費用の一部を長期間の効率的かつ効果的な施設運用により、償還していくことを基本とする。

期間の設定に当たっては、指定管理料を伴わない施設運営の先行事例で

ある長居球技場（大阪市）を参考としつつ、はだのスポーツビレッジの施設形態（集客施設ではないこと）を踏まえ、造成したグラウンドやパークゴルフコースの減価償却資産の耐用年数である30年を指定管理期間とする。

ただし、指定管理期間内に施設整備負担償還分に不足が生じるリスクは指定管理者が負うものとする。

【参考1】先行事例（長居球技場）の状況

長居球技場（大阪市）は、Jリーグクラブの「セレッソ大阪」の本拠地として、負担付き寄附の手法により整備され、指定管理料を伴わず、指定管理期間を30年としている。

また、運営に当たっては、ネーミングライツ収入や広告収入、利用者収入などにより、管理運営費を捻出している。

【参考2】秦野市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針

「民間資金等の活用により公共施設等の整備を行う事業に係る施設は、その事業期間」を指定管理期間にできる。

(4) 指定管理料

公民連携手法により事業を推進していることを鑑み、指定管理者の自主性及び自立性に基づく運営を促すため、施設の維持管理に係る指定管理料は支出しないものとする。

なお、指定管理者に過度な経営リスクが生じないようにするため、ネーミングライツの活用などにより、安定的な管理運営の確保を図る。

3 利用スケジュール

(1) グラウンド利用スケジュール

曜日	AM	PM（午後又は夜間）
月	休館日	
火	一般利用（他）	一般利用
水	—	ベルマーレアカデミー
木	一般利用（他）	ベルマーレアカデミー
金	—	ベルマーレアカデミー
土	指定管理事業	一般利用
日	一般利用（春秋）	指定管理事業

※ 1コマ当たり3時間の利用を基本とする。

※ 一般利用（他）は、芝への負担が少ない利用に限り認める。

※ 指定管理事業として、月1回の市民向けイベントや年4回程度のサッカー大会等を開催する予定。

※ 公民連携手法により整備した趣旨を踏まえ、市民とベルマーレ、それぞれの利用割合が概ね均衡するように設定する。

- (2) パークゴルフ場・トライアルロード利用スケジュール
休館日及び夜間を除き、原則、利用可能とする。

4 使用料

市民が利用しやすく渋沢丘陵一帯のにぎわい創出につなげていくため、使用料の一部を市費（精算払い）にて負担するもの。

- (1) グラウンド使用料（1時間当たり比較）

施設	利用区分	市内		市外	
		小中高生	大人	小中高生	大人
はだのスポーツビレッジ	平日	4,000 円	5,000 円	20,000 円	25,000 円
	土日祝日	5,000 円	6,000 円	25,000 円	30,000 円
NITTAN パークおおね	全日(日中)	1,600 円		6,000 円	
	全日(夜間)	3,100 円		7,500 円	
中井中央運動公園	全日	1,300 円 (1,950 円)	3,250 円	2,600 円 (3,900 円)	6,500 円
中栄信金スタジアム	全日(日中)	2,000 円		10,000 円	
	全日(夜間)	5,800 円		13,800 円	

※ ()内は高校生料金

※ 中栄信金スタジアム（夜間）はナイター設備全灯料金にて積算

※ 部活動利用による減免規定あり

- (2) 市費負担額

利用区分	利用者	1時間当たりの市費負担額 (市外料金－市内料金)	8年度市費負担額の見込
平日	小中高生	16,000 円	<u>2,599 千円</u>
	大人	20,000 円	
土日祝日	小中高生	20,000 円	
	大人	24,000 円	

※ 令和9年度以降、年間市費負担額の見込は4,143千円。

※ 1時間当たりの市費負担額は、市外使用料と市内使用料の差額とする。

5 ネーミングライツ

本施設は、湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社により整備され、本市が、負担付き寄附として受領するものである。

また、指定管理料を支出しない運営形態であることに加え、指定管理者自らが運営に係る費用を捻出するための営業活動を行うことを踏まえ、先行事例である長居球技場（大阪市）などを参考に、市が受け入れるネーミングライツ収入を活用し、安定的な管理運営を確保するため、指定管理者に対し、補助金

として提出する。

6 個人版ふるさと納税の活用

はだのスポーツビレッジは、渋沢丘陵の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツ拠点とするとともに、湘南ベルマーレアカデミーの育成拠点となることから、潮来市と鹿島アントラーズ、磐田市とジュビロ磐田におけるふるさと納税制度を活用した取組を参考に、ホームタウンである秦野市と湘南ベルマーレとの連携を具現化する拠点として、本施設の整備費に充当することを目的に、公民連携による個人版ふるさと納税を活用する。

(1) 実施時期

令和8年6月末から9月末（予定）まで（3か月間）

(2) 利用ポータルサイト

「READYFOR」

※ 過去に湘南ベルマーレが実施したクラウドファンディングにおける寄附者データの活用が可能であることやコンサルティングを含む伴走型支援が受けられることなどを踏まえ、選定した。

(3) ターゲット層

湘南ベルマーレのファン及びサポーター

(4) 目標金額

30,000千円

(5) 先行事例

ア 潮来市×鹿島アントラーズ

- ・小学生専用グラウンドの整備を目的に実施
- ・実施期間：令和7年9月17日～12月16日
- ・支援金額：約66,780千円

イ 磐田市×ジュビロ磐田

- ・J1昇格を目指したクラブの運営費の補てんを目的に実施
- ・実施期間：令和3年6月25日～8月31日
- ・支援金額：約73,350千円

(6) 参考事例

湘南ベルマーレ（クラウドファンディング）

- ・実施期間：令和4年1月29日～2月27日
- ・支援金額：118,931千円

議案第 号

はだのスポーツビレッジ条例を制定することについて

はだのスポーツビレッジ条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

渋沢丘陵一帯の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツの拠点として、はだのスポーツビレッジを設置するとともに、その管理等について定めるため、制定するものであります。

はだのスポーツビレッジ条例

(目的)

第 1 条 この条例は、はだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）を設置するとともに、その管理、運営等について定めることにより、市民の健康増進及びスポーツ環境の充実並びにスポーツを通じた渋沢丘陵の魅力向上を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 ビレッジを秦野市平沢 2 4 0 8 番地の 1 に設置する。

(施設)

第 3 条 ビレッジに共用又は専用で利用できる施設として、次に掲げる施設を置く。

- (1) 多目的天然芝グラウンド
- (2) パークゴルフコース
- (3) トライアルロード
- (4) 管理棟
- (5) ミーティングルーム

(休館日及び使用時間)

第 4 条 ビレッジの休館日及び使用時間は、規則で定める。

(使用の承認)

第 5 条 ビレッジの有料施設の共用使用に係る市長の承認は、その使用料の納付があつたときに行われたものとする。

- 2 ビレッジの有料施設を専用使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、ビレッジの管理及び運営上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(使用料)

第 6 条 ビレッジの使用料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、多目的天然芝グラウンドを専用使用するものがミーティングルームを使用する場合は、別表に定めるミーティングルームの使用料は、徴収しない。

- 2 ビレッジの有料施設に係る使用の承認を受けたもの（以下「使用者」とい

う。)は、使用前に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 市長が公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。
- (3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) ビレッジの建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた目的以外にビレッジを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 第5条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、ビレッジの使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは備付けの設備の変更をしたときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を中止されたときも、また、同様とする。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用をその者から徴収することができる。

(入場の制限等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ビレッジへの入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第15条 ビレッジに入場した者は、ビレッジの建物、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、ビレッジの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務
- 2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第9条及び第11条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第11条の規定中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。
- 3 指定管理者に収受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者がビレッジの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して30年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第18条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度を斟酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 渋沢丘陵一帯の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツの拠点としての役割を担い、スポーツの持つ力を最大限発揮できる運営上の工夫があること。
 - (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
 - (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
 - (4) 市民の健康増進及びスポーツ環境の充実をより一層推進するための自主事業のプランを用意していること。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市スポーツ推進審議会

設置条例（昭和３９年秦野市条例第４号）第１条の規定により設置される秦野市スポーツ推進審議会（第２３条において「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

- ３ 市長は、第１項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理協定の締結）

第２０条 指定管理者となるものは、市長との間でビレッジの管理に関する協定を締結しなければならない。

- ２ 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- （１）指定期間に関する事項
- （２）管理業務に関する事項
- （３）管理業務の報告に関する事項
- （４）管理費用等財務に関する事項
- （５）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （６）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （７）管理業務に係る情報公開に関する事項

（事業報告書の提出）

第２１条 指定管理者は、毎年度終了後３０日以内に、ビレッジについて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して３０日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- （１）管理業務の実施状況及び利用状況
- （２）利用料金の収入の実績
- （３）管理に係る経費の収支状況

（事業報告の聴取等）

第２２条 市長は、ビレッジの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（管理に係る意見聴取）

第２３条 市長は、ビレッジを適正に管理するため、審議会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失によりビレッジの施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第26条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、第5条から第12条まで、第16条、第18条から第20条まで、第27条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和8年度における指定管理者候補の選定の特例)

- 2 令和8年度における指定管理者候補の選定に当たり、この条例の施行前に地方自治法第96条第1項第9号の規定による負担付き寄附者が指名するものからあらかじめ行われた指定管理者の指定に係る申請は、第18条の規定により行われたものとみなす。

(秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

- 3 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(25) はだのスポーツビレッジ

別表（第6条関係）

区分		単位等		使用料の額			
				平日		土曜日、日曜日 及び休日	
				市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
共用	パークゴルフ	1回につき	大人	100円			
			子ども	50円			
	トライアルロード	1時間につき	大人	100円		200円	
			子ども	50円		100円	
専用	多目的天然芝グラウンド	1時間につき	大人	5,000円	25,000円	6,000円	30,000円
			子ども	4,000円	20,000円	5,000円	25,000円
	パークゴルフ	1日につき		8,000円			
	トライアルロード	1時間につき		2,000円		4,000円	
	ミーティングルーム	1時間につき		500円		1,000円	

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
- 2 1時間単位で使用料を納付したものの現に使用した時間数が使用の承認を受けた時間数を超えたときは、退場時に加算額を徴収する。
- 3 使用料に係る時間は、現に使用した時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 4 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（休日である場合を除く。）を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 5 「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「大人」とは、それ以外の者をいう。
- 6 小学校就学前の者が共用で使用する時の使用料は、無料とする。

はだのスポーツビレッジ条例施行規則制定案要綱

1 開館時間（第 4 条関係）

午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、多目的天然芝グラウンドのナイター利用がある場合は午後 9 時までとする。

2 休館日（第 4 条関係）

月曜日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

3 専用使用の申請期間（第 5 条関係）

条例第 5 条第 2 項の規則で定める期間とは、多目的天然芝グラウンドにおいては、使用する日の属する月の 3 か月前の月の 2 0 日からその月の末日までの間に使用の抽選申込を行い、使用する日の属する月の 2 か月前の月の 3 日から使用する日の 1 0 日前までに使用の仮申請を行うものとする。

また、パークゴルフコース及びトライアルロードにおいては、使用する日の属する月の 6 か月前の月の初日から使用する日の 3 か月前までに申請を行うものとする。

4 使用料の減免（第 7 条関係）

条例第 7 条の規則で定める使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市が事業支援する社会教育に関する団体又は公共的団体が、公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
- (2) 本市又は指定管理者が主催する事業のために使用するとき、免除する。
- (3) 前 2 号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額を減額する。
- (4) 市内の幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、免除する。
- (5) 前号に掲げる幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校及び大学以外の幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校又は

大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

- (6) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合は年1回に限り、免除する。
- (7) 国又は他の地方公共団体が主催する事業のために使用するときは、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (8) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

5 はだのスポーツビレッジの入場者の遵守事項

入場者は、はだのスポーツビレッジにおいて次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認されたもの以外の施設、付属設備、器具等を使用しないこと。
- (2) 承認を受けずに付属設備、器具等をビレッジの外に持ち出さないこと。
- (3) 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- (4) 承認を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

6 様式

規則の規定により使用する様式を定める。

はだのスポーツビレッジ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、はだのスポーツビレッジ条例（令和 年秦野市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(開館時間)

第 2 条 はだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、多目的天然芝グラウンドのナイター利用がある場合は、午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 前 2 項の開館時間には、使用前の準備及び使用後の原状に回復させるための時間を含むものとする。

(休館日)

第 3 条 ビレッジの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたるときは、火曜日。ただし、その火曜日が休日にあたる場合は、市長がその都度定める日とする。）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を臨時に定め、又は変更することができる。

(利用者登録)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定により多目的天然芝グラウンドに係る専用使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用者登録書（第 1 号様式又は第 2 号様式）を市長に提出し、利用者登録を受けなければならない。

(使用の抽選の申込み)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定により多目的天然芝グラウンドに係る専用使用の承認を受けようとする者は、使用する日の属する月の 3 か月前の月の 20 日からその月の末日までの間に使用の抽選の申込みをすることができる。

(使用の抽選)

第6条 使用の抽選(以下「抽選」という。)は、使用する日の属する月の2か月前の月の初日に行うものとする。

2 抽選により当選した者は、その抽選に係る施設について次条に規定する仮申請をしたものとみなす。

(使用の仮申請)

第7条 条例第5条第2項の規定により多目的天然芝グラウンドに係る専用使用の承認を受けようとする者は、次条に規定する使用の申請に先立ち、使用の仮申請(以下「仮申請」という。)を行うことができる。

2 仮申請を行うことができる期間は、使用する日の属する月の2か月前の月の3日(その月が1月である場合にあっては、5日)から使用する日の10日前までとする。

3 仮申請の手続は、ビレッジ管理棟の窓口において又はインターネットにより行うことができる。

(使用申請及び承認)

第8条 条例第5条第2項の規定により多目的天然芝グラウンドに係る専用使用の承認を受けようとする者は、使用料を納付することにより、それぞれ申請に代えることができる。

2 市長は、条例第6条第1項に規定する使用料が納付され、前項の規定による申請を承認した場合は、使用承認書(第3号様式)を申請者に交付する。

3 専用使用の承認を受けたものは、施設を使用する際、前項の使用承認書を携帯し、係員から求めがあったときは、速やかに提示しなければならない。

4 市長は、前項の規定による使用承認書の交付に当たっては、多目的天然芝グラウンドの使用の準備及び使用後の原状回復を使用者に義務付けなければならない。

(専用使用の申請手続(多目的天然芝グラウンドを除く。))

第9条 条例第5条第2項の規定によりパークゴルフコース及びトライアルロードの専用使用の承認を受けようとするものは、使用申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 専用使用の承認申請について、条例第5条第2項の規則で定める期間は、使用する日の属する月の6か月前の月の初日から使用する日の3か月前までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるものについては、同項に定める期間外に申請することができる。

(使用承認の通知等)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、使用承認（不承認）通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、専用使用に係る条例第5条第2項に規定する使用料が納付されたときは、使用承認書を申請者に交付する。

3 専用使用の承認を受けたものは、施設を使用する際、前項の使用承認書を携帯し、係員から求めがあったときは、速やかに提示しなければならない。

(使用承認の順序)

第11条 専用使用の承認は、申請の順序により行うものとする。

(使用料減免の申請手続、基準等)

第12条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、減免申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、減免承認（不承認）通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 本市が事業支援する社会教育に関係する団体又は公共的団体が、公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

(2) 本市又は指定管理者（条例第15条第1項に規定する指定管理者をいう。）が主催する事業のために使用するとき、免除する。

(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

(4) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、免除する。

(5) 前号に掲げる幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び大学以外の小学校、中学校、高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

(6) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合は年1回に限り、免除する。

(7) 国又は他の地方公共団体が主催する事業のために使用するとき、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

(8) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は使用料に2分の

1 を乗じて得た額を減額する。

(遵守事項)

第 13 条 入場者は、ビレッジにおいて次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認されたもの以外の施設、附属設備、器具等を使用しないこと。
- (2) 承認を受けずに附属設備、器具等をビレッジの外に持ち出さないこと。
- (3) 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- (4) 承認を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

(係員の職務上の立入り)

第 14 条 市長は、ビレッジの管理運営上必要と認めるときは、使用している施設に係員を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、その係員の立入りを拒むことができない。

(指定管理者の指定の申請)

第 15 条 条例第 18 条の規定により指定管理者として指定を受けようとするものが提出する申請書は、はだのスポーツビレッジ指定管理者指定申請書(第 8 号様式)とする。

2 条例第 18 条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書)
- (4) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (5) 法人税の納税証明書(法人の場合に限る。)及び消費税の納税証明書
- (6) 地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(候補選定結果の通知)

第 16 条 市長は、指定管理者候補に選定するか否かを決定したときは、指定管理者の指定申請をしたものに対し、速やかにはだのスポーツビレッジ指定

管理者候補選定（不選定）通知書（第 9 号様式）により通知する。

（再選定）

第 17 条 市長は、前条の規定による通知を行った後、選定されたもの（以下「候補者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その候補者を除く申請を行ったものの中から、指定管理者候補を再選定することができる。

- (1) 候補者の事情により、指定管理者の指定を受けることが不能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、ビレッジの管理を行わせることが不適當であると認めたとき。

（指定の通知）

第 18 条 市長は、条例第 18 条の規定による指定をしたときは、その指定を受けたものに対し、はだのスポーツビレッジ指定管理者指定通知書（第 10 号様式）により通知する。

（秘密保持義務）

第 19 条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、その指定管理者の管理の業務について知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその従事を退いた後も、また、同様とする。

（指定管理者による管理による管理の場合の読み替え）

第 20 条 指定管理者を指定した場合における第 8 条から第 10 条、第 12 条及び第 14 条の規定の適用については、第 5 条から第 7 条及び第 9 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第 14 条の規定中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

（様式）

第 21 条 この規則の規定により使用する様式は、別表第 1 のとおりとし、その内容は、別に定める。

別表第 1（第 18 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	利用者登録書（個人）	第 4 条
第 2 号様式	利用者登録書（団体）	第 4 条

第 3 号様式	使用承認書	第 5 条
第 4 号様式	使用申請書	第 6 条
第 5 号様式	使用承認（不承認）通知書	第 7 条
第 6 号様式	減免申請書	第 9 条
第 7 号様式	減免承認（不承認）通知書	第 9 条
第 8 号様式	はだのスポーツビレッジ指定管理者指定申請書	第 1 2 条
第 9 号様式	はだのスポーツビレッジ指定管理者候補選定 （不選定）通知書	第 1 3 条
第 1 0 号様式	はだのスポーツビレッジ指定管理者指定通知書	第 1 5 条

附 則

（施行期日）

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

議案第 号

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 施設の名称
はだのスポーツビレッジ
- 2 指定管理者とする団体
神奈川県平塚市中堂 18 番 8 号 E 棟 3 階
特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ
理事長 雲 出 哲 也
- 3 指定の期間
令和 8 年 8 月 1 日から令和 38 年 7 月 31 日まで

令和 8 年 6 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

はだのスポーツビレッジの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 号資料

特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブの概要について

1 設立年月日

平成 14 年 4 月 26 日

2 従業員数（令和 7 年 10 月時点）

82 名

3 資本金

なし

4 事業概要

- (1) サッカーを中心としたスポーツ全般の普及並びに小学生及び中学生世代の育成
- (2) スポーツの指導者育成
- (3) スポーツを通じた健康増進
- (4) スポーツ施設等の保有・運営及び管理
- (5) 人材派遣
- (6) その他 (1) から (5) に付随するスポーツ商品の販売

5 指定管理者として管理してきた類似施設（過去 5 年間）

- (1) 馬入ふれあい公園
- (2) 柳島スポーツ公園
- (3) 上府中公園
- (4) 中井中央公園
- (5) 開成水辺スポーツ公園
- (6) リフレッシュプラザ平塚